

東 京 都 知 事 殿

(申請者) 所在地
団体名等
代表者名

印

年度 木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付要綱第 3 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業内容区分等及び経費内訳

事業内容区分、 工種又は施設区分	事業費	補助対象経費	経費内訳		備 考
			都補助金	事業主体 負担金	
	円	円	円	円	
計					

3 関係書類
○誓約書（別記第 2 号様式）
○その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

東京都知事 殿

木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付要綱第3の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第14の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号

（補助事業者所在地）

（補助事業者団体名等）

年 月 日付けで申請のあった 年度 木材加工流通施設等の整備
支援事業に要する経費の補助については、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金の額 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容については、申請書記載のとおりとする。

第3 補助条件

1 事情変更による決定の取消等

- (1) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- (2) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

- (3) (2)の規定による補助金の額のア又はイに掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

2 承認事項

- (1) 申請事項について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 事業内容の著しい変更

イ 設置個所及び設置数の変更

ウ 事業費の30%を超える変更

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で知

事に報告しなければならない。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を知事に 2 部提出しなければならない。2 の(2)の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合も同様とする。

ア 補助事業の成績

イ 補助金に係る収支精算に関する事項

7 補助金の額の確定

- (1) 知事は、6 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- (2) (1)の規定による補助金の確定額は、次に掲げる各々の補助事業に費やした経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、これに対応する交付決定額とのいずれか低い額とする。

ア 事業費

イ 付帯事務費

- (3) 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7の(1)の規定による審査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につきこれに適合させるための措置を命じることができる。
- (2) 6の規定は、(1)の命令により補助事業者が必要な事項を措置した場合について準用する。

9 決定の取消

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - エ その他この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、7の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、

その返還を命ずる。

1 1 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が 9 の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10. 95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10. 95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) (1)及び(2)に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

1 2 違約加算金の計算

- (1) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における 11 の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- (2) 11 の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまで、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1 3 延滞金の計算

11 の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の

未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1 4 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

1 5 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める期間を経過した場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業者は、補助事業者が知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、知事の指定する額を都に納付するものとする。
- (3) ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため(1)及び(2)によりがたい場合には、知事に協議することができる。

1 6 帳簿の整理、管理等

- (1) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、処

分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

1 7 消費税額相当分の取扱い

補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。

ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した補助事業者については、次の条件に従わなければならない。

ア 補助事業者は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の補助事業者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都知事に報告するとともに、都知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

1 8 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるものの他「木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付要綱」（平成30年3月30日付29産労農森第1164号）、「木材加工流通施設等の整備支援事業実施要綱」（平成30年3月30日付29産労農森第1163号）、「木材加工流通施設等の整備支援事業実施要領」（平成30年3月30日付29産労農森第1278号）及び「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の規定によらなければならない。

第4 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後 14 日以内に申請を撤回することができる。

別表

施設等	財産処分制限基準	補助金の返還範囲
貯木場 (附帯道路、増設・舗装を含む) ストックポイント 作業ポイント その他土地整備	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部の財産処分となったとき。	全部又は一部
上記以外の施設等	補助金交付年度の翌年度から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数以内に施設等の全部又は一部の財産処分となったとき。	

第4号様式（交付要綱第6第1項）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（補助事業者）所在地
団体名等
代表者氏名

印

年度 木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった木材加工流通施設等の
整備支援事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）変更の内容は、補助金交付申請書の様式に準じ、変更前と変更後（赤書）の欄を設けて、その
内容が容易に対比できるように作成すること。

第5号様式（交付要綱第7第1項）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（補助事業者）所在地
団体名等
代表者氏名

印

年度 木材加工流通施設等の整備支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった木材加工流通施設等の
整備支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（補助事業者）所在地
団体名等
代表者氏名

印

年度 木材加工流通施設等の整備支援事業 実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった
木材加工流通施設等の整備支援事業について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の成績

（事業内容区分、工種又は施設区分別、工種又は施設区分別数量及び金額）

2 事業完了年月日

3 収支精算

(1) 収入

事 項	予 算 額	精 算 額	差引増△減	備 考
事 業 費	円	円	円	
計				
都 補 助 金				
その他				
計				

(2) 支出

事 項	予 算 額	精 算 額	差引増△減	経 費 内 訳
事 業 費	円	円	円	
計				

(注) 経費の内訳欄には、工種又は施設区分ごとの経費を記入する。

(3) 収支精算

区 分	補助金 交 付 決定額	精 算 事業費 総 額	補助率	精 算 都補助金額	既 受 領 都補助金額	差引都補助金 未 受 領 額 (返還額)	摘 要
事 業 費	円	円		円	円	円	
計							

4 添付書類

- (1) 出来高設計書写等
- (2) 契約書写・支払い領収書・写真等

第7号様式（交付要綱第12第2項）

番 号
 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(補助事業者) 所在地
団体名等
代表者氏名

印

年度木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定のあった
木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金 円の交付を下記により請求します。

記

交 付 決 定 額	既 受 領 額	今 回 請 求 額
円	円	円

(補助事業者) 所在地
団体名等
代表者氏名

印

年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた
年度木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金について下記のとおり報告します。

総事業費	補助金交付額	消費税及び地方消費税 の仕入控除税額	備 考
円	円		円